

# 野生鳥獣の追い払い活動での煙火 (ロケット花火等)の使用上の注意

がん具用ロケット花火をサル等の野生鳥獣の追い払い用に使用する場合、火薬類取締法上、「がん具煙火」ではなく、「煙火」に該当しますので、下記に注意し、自己責任でご使用下さい。

## 火薬又は爆薬10グラム以下の煙火を使用する場合

- ・1日に201個以上使用する場合は、都道府県知事の許可を受けて下さい（申請先：各広域振興局農林商工部商工労働観光室）。（使用個数が1日に200個以下の場合は知事の許可は不要です）
- ・消火用水を用意して下さい。
- ・強風や、その他の天候上の原因により危険が発生するおそれがある場合には、煙火の使用は中止して下さい。
- ・風向きなどを考慮し、上方その他の安全な方向に打ち上げることなどの決まりを守って下さい。
- ・水平方向への発射は危険なため控えて下さい。
- ・人がいる方向や家屋、可燃物がある方向に発射すると事故や火災を引き起こす危険性があるので、発射方向の安全確認を徹底して下さい。
- ・あらかじめ定めた危険区域内に関係者以外が立ち入らないようにして下さい。

詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/roketto\\_hanabi/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/roketto_hanabi/index.html)